

イタリア 2006 年憲法改正国民投票

～改正案の概要と国民投票までの道程～

憲法調査会事務局 いわたみ ゆうこ
岩波 祐子

1. はじめに

イタリアでは、2006 年 6 月 25 日と 26 日、憲法制定後 2 回目の憲法改正国民投票が行われた。改正案は憲法全体の 3 分の 1 の条文に及ぶ戦後最大規模のもので、地方分権と首相権限の強化、上院改革などを掲げていた。同案は中道右派のベルルスコーニ政権の下で 2003 年秋に内閣が上院に提出、2005 秋に上下両院で可決された。その後 2006 年春の総選挙を経て、政権が小差でプロディの中道左派（反対派）に移ったため、賛成派の旧政権との間で国民投票に向け激しい争いとなったが、反対 61.3 % と圧倒的な差で否決された。もともとこれで議論が決着したわけではなく、改正論議はなお続いている。

本稿では、わが国における憲法論議にも参考となる今回の改正案と、国民投票の実施に至る経緯について、イタリアの政府、議会、地方公共団体、政党、運動団体、政党等の公表資料に基づき、その概要を紹介することとする。

2. 改正案（イタリア官報 2005 年 11 月 18 日掲載の憲法的法律案）の概要

（1）改正の目的と概要

改正案の主な内容は、保健・衛生分野などにおける国から州への大幅な権限の移譲、イギリス型の強い首相の実現を意図した大臣任免権の付与、事実上の首相公選制の採用、ドイツ型の建設的不信任の導入、さらに、二院が双方とも公選議員から成り、対等の権能を有する世界的にも希有な「完全なる二院制」（bicameralismo perfetto）を廃し、首相との信頼関係は下院に限り、上院をドイツ連邦参議院のような州代表院とすることである。

イタリアでは、根強い南北の経済格差を背景に、豊かな北部に連邦制志向が非常に強い。そして政権は多党制の下での連立政権が常態であり、首相も憲法上は「同輩中の首席」に過ぎず、比較的短時間で政権交替が繰り返されてきたという特徴がある。さらに、議会システムの非効率性の問題等、特に統治機構に関する様々な問題が 20 年来議論されており、今回の改正は抜本的な解決を意図していた（過去の改正論議等は山岡規雄「イタリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2000 年）参照）。

改正のキーワードは「分権と強い首相」（sulla devolution e sul premierato forte）であり、ベルルスコーニの率いる政党 Forza Italia によると、第一に 1993 年以來の選挙制度改革を通じた政治・機構改革の完成、第二に非効率で時代遅れな「完全なる二院制」の廃止、第三に 2001 年憲法改正により生じた問題点の解決を目標とする¹。過去の案同様、イギリスにおける分権や首相の在り方、ドイツの連邦参議院や建設的不信任制度、フランスの元老院など、他国で実効性のある制度を積極的に導入する点も注目される。

(2) 各分野の改正案と批判

ア 分権

分権、連邦制への第一歩は既に 2001 年改正で踏み出されているが、今回の改正案は、その一層の促進を図り、連邦制への本格的な転換を意図するものであった。

州、国の所管は、後述するように国の専属管轄、州の専属管轄、国と州の競合管轄に分けられるが、州の専属管轄分野に、「保健・衛生（援助と組織）」、「教育（学校機構の運営・形成と自律の保護、教育・人格形成プログラムのうち州特有の利益に関わる部分の決定）」、「州・地方の行政警察」が加えられる（健康・教育の基本的なレベルの決定には、国が排他的専属的管轄権を維持するとも解されている）。なお、政府は州法が国益に損失をもたらすと思慮する場合には、議会の合同会議に判断をゆだねることができ、議会は絶対多数の議決により、大統領に当該州法の一部又は全部を無効とするよう提言できるとされる（この点、反対派は政府多数派の意向に合致しない「自主性」が認められないのでは意味がない、と批判する）。

地方分権、州の権限強化・独立性の強化は、中道右派を支える北部同盟が長らく主張してきたところであり、一部は 2001 年改正で既に実現されている。イタリアの国家財政難の原因の一つは社会保障関係の支出であり、今回の改正案は財政的に大きな意味があった。これに対して反対派は弱者切捨てになる点、特に健康・教育分野は基本的人権として州の財政力とは無関係に平等に保障されるべきものである点、また、国と州との所管の区分が不明確で今後係争が頻発する可能性が高い点を非難する（2001 年改正により生じた所管問題の解決は、今回の改正案の課題でもある）。

イ 首相の権限強化

イタリアの首相は憲法上「内閣の議長」（*Presidente del Consiglio dei ministri*）であり、大日本帝国憲法下の首相のような「同輩中の首席」にとどまる。議会の多数派の支持を基盤に持つことが明文上は前提とされておらず、大臣の任免権すら持たない。権限は弱められているものの、大統領がなお首相指名権、大臣任命権を有し、軍の統制権をはじめとする権限を保有する（独仏の大統領の中間といえる）。

改正案は、英国の *Prime Minister* にならい、首相の呼称を *Primo Ministro* に変更、英独の制度を参考に首相の権限強化を図る。首相は政府代表となり、その機能は調整から国家プログラム等の指示・決定へ変更される。議会下院の解散、大臣の任免など、現在大統領が持つ権限は実質的に首相に移行され、事実上の首相公選制採用で民主的正統性が強化され、さらに建設的不信任制度の導入により政権の安定が図られる。

各政党は憲法上、下院選挙で首相候補を掲げて戦うこととされ（現在も政党連合が事実上首相候補を掲げて選挙戦を展開）、首相の任命はその結果を踏まえて大統領が行うこととなる（英国型の実事上の公選制）。現在は大統領が首相を指名、首相が組閣後に両院から承認を得るが、今 4 月の総選挙の際は、退任を控えたチャンピ大統領が首相指名を次期大統領にゆだねたため、議会の信任を得た首相が 1 か月以上いない政治的空白が生じた。改正案によればこのような事態は避けられることになる²。

さらに、議会の審議過程で、ドイツを参考に「建設的不信任制度」が盛り込まれた。

5分の1以上の議員から不信任案が提出され、最低3日の待機期間を経て可決されると、首相は辞任し議会は大統領により解散される（大統領の解散は形式的行為。なお、首相は自ら信任を問うことも可能）。ただし、選挙を制した議会多数派が新たな後継の首相候補を指定してなす「建設的不信任案」が可決された場合は、大統領が当該候補を新首相に任命する。その他の解散事由となる首相の要求、辞任、死亡等の場合は、多数派が20日以内に新たな首相を指名しない限り、下院は解散され、総選挙となる。

建設的不信任制度は首相の議会解散権への有力な対抗措置とされるが³、反対派からは、改革は専制政治を招く、この制度の下では首相の不信任がますます困難になり、重大な事件があっても交替させられなくなると批判される。賛成派は、プロディ政権下で憲法改正を検討した両院合同委員会では左派議員が首相の解散権について民主主義の観点から問題はないと発言していたことなど、過去に左派も大統領から政府の形成や議会の解散権を奪うことを提言した点を指摘して非難している。

ウ 議会改革

「完全なる二院制」を廃止し、国の立法事項を下院が、国と州の競合管轄事項を上院が中心に審議し、上院を地方代表院化する。制憲議会では主権者である国民が一つなら代表議院も一つとして、議会優位の一院制も強く主張されたが、結局、議会優位の行き過ぎを避けるため、憲法を保障する砦として二院による「熟慮・再考」が求められることとなった（井口文男『イタリア憲法制定史』有信堂、平11年）。

しかし、決定の遅滞をもたらし、また、首相が両院にそれぞれ責任を負う（逆に両院とも解散される）ことで、構成の異なる両院から縛られるという状況が続き、二院制の改革は再三憲法改正論議の対象となっていた。下院が主として立法権を行使し、上院の議決を要する法律を憲法的法律、選挙法などに限定し、上院の役割を主として政府への統制権の行使する案や、上院を地方代表院とする案などが検討されてきた。

改正案では、議会は、下院の代議院（Camera dei Deputati）と共和国連邦上院（Senato federale della Repubblica。現在は Senato della Repubblica）から構成される。議員定数は、下院518名（うち18名は海外選挙区。現定数は630名）、連邦上院252名（同315名）と約2割削減される。現在上院に所属している終身議員⁴は、下院に帰属し、人数も減じられる。下院の被選挙権は21歳以上（現行25歳以上）、連邦上院議員の被選挙権は25歳以上（同40歳以上）に引き下げられる。現在は内閣発足に際し両院から信任を得ているが、これを改め、下院のみが信任関係を負うことになる。

下院は国に留保された立法事項（外交、移民、防衛、公共秩序など）を所管し、連邦上院は国と州の競合立法事項（通商、市民の保護）を所管する。国家がその事項の基本的な原則のみを調整すべきものについては、州がその詳細を規定する権限を保持する。法律の審議においては、管轄権を有する院の法案議決後30日以内に（命令は15日以内）、他院は承認された法律等に対して修正の提案をすることができる。最終的には管轄権を有する院が決定権を持つ。

両院が対等の立法権を有する法律は、憲法的法律のほか、全国家領域で保障される必要がある市民的社会的諸権利に関連する本質的なレベルの決定に関連する法律、選

挙法律、政府組織に関する法律、コムーネ・県・大都市圏の基本的な機能を規定する法律などに限られる。両院の意見が分かれた場合は、両院議員それぞれ 30 人からなる会議で、各院で投票に付すための統合的な議案を起草する。

現行憲法は、大統領は各院議長の意見を聴取し一院又は両院を解散するとしているが、改正案では解散そのものは大統領が行うものの、対象は下院のみとなり、解散される事由も憲法上明記され、対抗措置としての解散権は実質的に首相が有する。

連邦上院は地方代表院へと変容し、議員は、各州議会と同時に行われる普通選挙で、州を基盤に、地域代表性を保障するように選出される（ゆえに統一的な連邦上院選挙はない。議員任期は各州議会により異なる。もともと、連邦上院議員は下院議員同様に「国民の代表」とされる）。立候補するには、当該州における州議員あるいは州又は地方公共団体の公選職、又は国会議員の経験が要求され、居住要件も課される。なお、州や地方自治体の代表が審議に参加できるようになる（議決権はない）。

改正派は、今日はファシズムのような危険は存在せず二院制の果たすべき役割は終わったとして、決定の迅速化を優先し、また、連邦制導入に応じた代表院とするべきと主張し、新たな首相の在り方と連邦制への改正に対応するように議会の在り方を変えるべきとする。反対派は、改正案の内容では、下院も首相の意向に従うようになると批判する。特に、連邦上院の承認を要する法律か否かを政府が決定すると解釈されるため、可決の見込みの薄い法案を連邦上院に付さないケースが考えられる点を重視する。連邦上院議員の選出方法についても、地域代表性が保障されるか疑問とする。

エ その他

共和国大統領は下院の実質的解散権と大臣の任免権を失い、被選挙資格は 50 歳以上から 40 歳以上へと引き下げられる。また、憲法裁判所判事の任命について、大統領、議会合同会議、司法機関（破棄院、國務院、会計院）が各 5 名ずつ任命し、三権の均衡が図られているところ、改正案では、大統領、司法機関の任命がそれぞれ 1 名減らされ、議会枠が 7 名（下院 3 名、連邦上院 4 名）になる。反対派は、憲法裁判所は三権を超越した「憲法の保護者」であり、7 人も政治的任命になってはバランスが崩れ、高度な独立性・中立性を要求される使命を全うできないと批判する。

3. 2006 年憲法改正国民投票の概要

(1) イタリアの憲法改正手続と国民投票

戦前の憲法は軟性憲法であったが、ファシストの台頭を許した反省を踏まえ、現在の憲法 138 条は厳格な改正手続を規定し、特に国民投票手続については、憲法 75 条の規定する法律廃棄の国民投票も含め、「憲法に定める国民投票及び国民による法律発案に関する規範」⁵がある。憲法改正案は、議会両院で同一条文でそれぞれ少なくとも 3 か月の期間を置いて 2 回ずつ可決されなければならない。2 回目は在職議員数の過半数（絶対多数）が要求され、3 分の 2 の多数に満たない場合は、結果の官報（Gazzeta Ufficiale）公示より 3 か月以内に国会議員（一院の 5 分の 1）、州議会（5 つ）、国民（50 万人以上）から適法

な要求があれば、国民投票に付されることとなる。適法性の審査は民刑事の最高裁判所に相当する破棄院 (Corte di cassazione) に置かれた国民投票中央事務局 (Ufficio centrale per il referendum) が担当し、30 日以内に許否を決定する。その後 60 日以内に、閣議により実施日が決定され、大統領令が発布される。投票の結果、賛成票が反対票を上回れば憲法改正となる (改正手続の詳細は前掲山岡を参照)。

憲法改正に関する国会審議と国民投票に至る経緯

2003 年	
8 月 23 日	ベルルスコーニ政権下、中道右派からなる「賢人」委員会で原案がまとまる
9 月 16 日	内閣が法案を閣議決定
10 月 23 日	上院へ法案を提出
2004 年	
3 月 25 日	上院が賛成 156、反対 110 で修正可決 (棄権 1)。両院の解散、不信任決議など、委員会段階、本会議段階で多くの修正がなされた
10 月 15 日	下院がさらに大統領の権限関係などに修正を加え、賛成 295、反対 202 で可決 (棄権 9) [同一条文での議決が条件であるため、これが上下院を通じた初回の議決となる]
2005 年	
3 月 23 日	上院が賛成 162、反対 14 で可決 (連合左派は 1 人を除き退席) [上院 1 回目]
10 月 20 日	下院が賛成 317、反対 234 で可決 (棄権 5) [下院 2 回目]
11 月 16 日	上院が賛成 170、反対 132 で最終可決 (棄権 3)。[上院 2 回目：最終議決]
11 月 18 日	官報 269 号に掲載
11 月 23 日	国民 36 人 (促進委員会) が国民投票発案のため破棄院書記局に出頭 (24 日官報に掲載)
12 月 17 日	国民投票要求のための署名収集開始
2006 年	
2 月 10 日	15 の州議会から破棄院書記局へ国民投票を要求 (16 日にピエモンテ州追加で 16 州に)
2 月 14 日	中道左派議員全員 (上院 112 人、下院 249 人) が破棄院書記局へ国民投票を要求
2 月 17 日	促進委員会が 83 万人の署名簿を破棄院書記局へ提出 (署名の確認は 3 月 14 日に完了)
2 月 21 日	国民投票中央委員会が国会議員と州議会の要求をそれぞれ適法と決定
3 月 16 日	同委員会が国民からの要求を適法と決定
(4 月 10・11 日)	総選挙でベルルスコーニの中道右派が敗北、プローディの中道左派が勝利
4 月 27 日	ベルルスコーニ内閣が国民投票の期日を閣議決定
4 月 28 日	共和国大統領令により、国民投票の日付を公示 (5 月 2 日の官報 100 号掲載)
(5 月 2 日)	ベルルスコーニが大統領に辞表を提出
(5 月 15 日)	新大統領にナポリターノ選出、5 月 16 日 ナポリターノがプローディを首相指名
5 月 25 日・26 日	国民投票が実施され、賛成 38.7%、反対 61.3%で否決。投票率 52.3%

(出所：官報、内務省、破棄院、地方公共団体公報、新聞、その他運動団体の資料等から筆者が作成)

(2) 国民投票運動の経緯

イタリアの国民投票運動は、二段階に分けられる。

一段階目は、いわば「国民投票そのものを実現するための運動」であり、その中心は 50 万人の署名集めである (今回は 2 か月間で、公称 83 万人の署名が収集された)。国民投票を要求できる期間は議決の官報掲載後 3 か月以内に限定されているため、署名活動に費やする正味時間は短い。今回、反対派は改正案否決に向けて、法案審議中の 2004 年から組織的運動を行ってきた。中心は後に comitato promotore (促進委員会) となる

Comitato per il referendum sulla riforma della seconda parte della costituzione-Salviamo la costituzione（「憲法を守ろう」）である。なお、改正に賛成であれば国民投票の手続は不要であり、反対派による同種の委員会はない。中心人物は、現行憲法の制憲議会にも在籍した護憲派の長老、元大統領・上院終身議員のスカルファノであり（大統領当時は憲法の番人として、ベルルスコーニと対立した）⁶、中道左派、イタリア労働総同盟など組合の連合体、その他の各種団体の連合体と連携して運動を展開した。

署名簿は2月17日に破棄院国民投票中央委員会事務局に提出され、国会議員と州議会の要求が21日に適法とされた時点で国民投票の実施が確定した。初回2001年の憲法改正国民投票は、中道左派国会議員の請求によるものであったが、今回は国会議員、州議会、国民の三者共に資格を備えた。

二段階目は、「国民投票における賛否を求める運動」である。

規制を受ける投票運動の主体は、先の促進委員会に加え、議会の1院かEU議会に議席を持つ政党などであり⁷、今回は賛成派7、反対派10の団体に適用された⁸。

反対派は、南北の経済格差の拡大による社会的権利等の保障の弱体化、首相の権限強化と二院制の弱体化による権力の均衡の破壊など、実質的に憲法の基本原則を侵し骨格を崩す点を指摘した。中道左派は首相が独裁化することや、民主主義をゆがめることを理由に反対し、スカルファノは「スーパー首相はいらない」と主張（*L'espresso*、2006.6.16）、チャンピも「単一制国家を連邦制国家とし、議院内閣制から首相型にして、首相のカウンターバランスが共和国大統領にも議会にもないとなると、憲法審査には耐えられない。それは憲法が禁じることだ」と批判した（*La Repubblica*、2006.6.23）。ベルルスコーニ前首相ら中道右派は安定した政権・迅速な決定等の改革案の利点を宣伝したが、「賛成と投票しないイタリア人には価値がない」というキャンペーンは逆に有権者の反発を買った。

（3）国民投票の投票権者・形式

投票権者は18歳以上のイタリア国民で、今回の有権者数は47,129,008人（男性22,572,903人、女性24,556,105人）であった（在外は260万。内務省資料）。投票用紙は横39cm、縦22cmのオレンジ色で（前回は緑色）、「議会在可決し、2005年11月18日付の官報第269号で公布された『憲法第二部の改正』を内容とする憲法的法律の本文を承認しますか」（下線部分はその都度変更）と記載された。承認対象は憲法改正法案全体であり、個別条文ではない。法律廃棄の場合は案件ごとに異なる色の投票用紙で議決される。

（4）国民投票の結果

2006年6月25日及び26日に実施された結果、賛成38.7%、反対61.3%と、圧倒的な差で否決された。投票率は52.3%であった。法律廃棄の場合は、結果が有効とされるためには最低投票率50%が要求されているが、憲法改正のための国民投票にはこのような要件は課されていない。2001年の地方自治改革を内容とする憲法改正国民投票の投票日は1日で、投票率は34.1%だった。

4. 今後の見通し

国から州・地方への分権が進む流れは否定できない。また、現在の憲法が規定する首相や「完全なる二院制」の在り方から生じている政権の不安定・非効率への問題意識は広く共有されており、現首相のプロデーも以前から憲法改革の必要性そのものは認めている。過去の論議も時間を経て実現されたものが多く（前掲山岡参照）、今後中道左派から別の憲法改正案が出されること、あるいは中道左派と中道右派の勢力差がわずかであることから、中道右派が巻き返して再度成立を目指すことも考えられる（なお、各院の規則上、同趣旨の憲法的法律案の6か月以内の再提出は禁じられている）。反対運動を推進し勝利を収めた促進委員会は9月中にも全国規模の集会を持つ旨公表している⁹。

さらに、8月14日現在、上下両院に併せて10本以上の憲法改正案が付託されている。中でも、現与党のオリーブの木所属議員から提出され上院憲法委員会¹⁰に7月29日に付託された憲法改正手続の改正案¹¹は、二回目の議決の際の「絶対多数」を「5分の3」とし、国民投票に付されない場合の議決基準を「3分の2以上」から「5分の4以上」に改め、議会段階での議決へのハードルをより高くし、国民投票が要求される機会を大幅に増強しており、注目される。現在、与野党の差がわずかであることから、この案の下では超党派的な合意が成立しなければ、憲法改正は不可能となる。今後の動向が注目される。

【参考文献】

芦田淳「海外法律情報イタリア 上院改革『相違がなく対等な二院制』の見直し」『ジュリスト 1283号』（平 17.2.1、有斐閣）。主要参照サイト（アドレスの <http://www.repubblica.it/2005/c/sezioni/politica/rifoist2/appr/appr.html>; [interno.it/stampa.php?sezione=1&id=22181](http://www.interno.it/stampa.php?sezione=1&id=22181); [tgcom.mediaset.it](http://www.tgcom.mediaset.it); [salviamolacostituzione.it](http://www.salviamolacostituzione.it); [referendumcostituzionale.org](http://www.referendumcostituzionale.org); [cgil.it](http://www.cgil.it); [forza-italia.it/speciali/istituzioni.htm](http://www.forza-italia.it/speciali/istituzioni.htm); <http://www.comune.torino.it/elezioni/2006/referendum/pdf/speciale.pdf>



参考) スカルファノら反対派が国民投票に向けて作成したパンフレットの抜粋。原物は多色刷りでイラストも多用され、改正内容とその問題点が平易な文章で記述されている。本文イラストの人物は「改正派」で「憲法を変えて犯罪を許し、イタリア人を貧しくし、すべてを私物化し、国を分裂させ、社会サービスを減らし、首相を強大にして、教育を破壊しよう...」と発言している。

I rapporti tra Parlamento, Governo e Presidente della Repubblica

I POTERI DEL GOVERNO E DEL PRIMO MINISTRO

Il progetto di depotenziamento del Parlamento si completa nella definizione dei poteri del Primo Ministro - e solo conseguentemente del Governo.

• Il Primo Ministro è designato dagli elettori, non più come capo di una coalizione (che può quindi essere sostituito nel corso della legislatura), ma come **premier assoluto**, che dura in carica tutta la legislatura (salvo l'ipotesi di "sfiducia costruttiva").

• Il Primo Ministro ha il potere esclusivo di scelta dei Ministri che formano il Governo, rimanendo al Presidente della Repubblica solo un intervento di ratifica e di presa d'atto delle scelte del premier.

• La sola Camera dei Deputati vota il programma presentato dal Primo Ministro assicurandogli il potere di attuazione dello stesso (non è quindi più previsto il voto di fiducia delle due Camere).

• La sfiducia, che può essere votata dalla sola Camera dei Deputati nei confronti del Primo Ministro, lo obbliga alle dimissioni, ma queste determinano lo scioglimento della Camera e la fine della legislatura (sempre salva l'ipotesi della "sfiducia costruttiva").

IL VOTO SUL PROGRAMMA, LA QUESTIONE DI FIDUCIA, LA SFIDUCIA E LA SFIDUCIA COSTRUTTIVA

Il Primo Ministro illustra il programma di Governo alla Camera dei Deputati per ottenere il voto che ne assicura l'attuazione. **È stata eliminata la mozione di fiducia**, ma nel corso della legislatura il Primo Ministro potrà porre alla Camera la questione di fiducia per fare approvare con priorità proposte governative ritenute necessarie per l'attuazione del programma, pena le sue dimissioni.

La legislatura è inscindibilmente legata al Primo Ministro, il quale ha il potere sostanziale di scioglimento della Camera dei Deputati, solo formalmente attribuito al Capo dello Stato, che

infatti deve provvedersi se richiesto dal Primo Ministro e non può procedere autonomamente allo scioglimento.

Oltre che la morte, l'impedimento e le dimissioni, anche il voto di sfiducia, conseguente a una mozione presentata da almeno un quinto dei componenti della Camera, determina le dimissioni del Primo Ministro, lo scioglimento della Camera e nuove elezioni.

La Camera può evitare il suo scioglimento solo attraverso un istituto di difficile attuazione, la "sfiducia costruttiva". Si tratta dell'indicazione di un nuovo Primo Ministro e dell'impegno della maggioranza a proseguire nell'attuazione del programma di inizio legislatura. La sfiducia costruttiva deve

essere approvata, con appello nominato, dai deputati appartenenti alla stessa maggioranza governativa del Primo Ministro uscente, perché non è consentita la formazione di un nuovo Governo grazie al concorso delle opposizioni (norma cosiddetta "anti-rivoluzione").

Per la Camera che la vota, la mozione di sfiducia rappresenta, in definitiva, un vero e proprio suicidio, perché a essa consegue, nella generalità dei casi, la fine della legislatura e l'indizione di nuove elezioni.



Il progetto di riforma, non solo costituzionalizza il "premierato", ma determina un legame strettissimo tra la legislatura e la persona del Primo Ministro, rendendo praticamente impossibile la sua sostituzione anche nel caso sia responsabile di fatti gravi.

なお、本稿執筆に利用・引用した資料は基本的には筆者が原典から訳出したが、資料検索・訳出には、homepage3.nifty.com/bologna/index.html、senese.cocolog-nifty.com/koukishin/cat4741424/index.html、foca.blog8.fc2.com/等を参照した。なお、南北問題などイタリアを取り巻く事情は馬場康雄・岡澤憲英編『イタリアの政治』（早稲田大学出版会、1999年）に詳しい。

1 <http://www.forza-italia.it/speciali/istituzioni.htm>

2 総選挙の結果確定までに10日近くかかり、さらに、5月に任期満了を控えたチャンピ大統領が、国会の召集や議長選挙という政治日程を理由に、首相の指名は次期大統領にゆだねた。結局、5月2日にベルスコニが辞表を提出、15日に新大統領が就任し、16日に首相指名、17日によくプロディ内閣が発足した。詳細は<http://senese.cocolog-nifty.com/koukishin/cat4741424/index.html> 参照。

3 “La dittatura che non verrà”, *Il Foglio*, 2005. 3. 24

4 終身議員は、元大統領と、大統領により任命される功績ある市民（上限5名）からなる（憲法59条。ノーベル賞受賞者級の市民が就任。否決された改正案では、終身議員は下院に置かれ、市民から任命される数は3人とされていた）。名目的存在、名誉職的のようだが、実際には、公選でない点を除き通常の議員と全く同様の権限を享受し、憲法改正反対運動の先頭に立ち、改正案を自ら提案し、あるいは大統領に選出されるなど、政治の中心で活動する（ナポリターノ現大統領も終身議員だった）。特に現在は与野党の議席差がわずかであることもあり、大統領選挙、上院議長選挙などで、終身議員の意向が大きな影響を与えた。

5 1970年5月25日法律第352号、邦訳は初宿正典『参憲資料第23号 憲法改正に関する主要国の制度』（参議院憲法調査会事務局、平成16年10月）を参照。

6 <http://www31.ocn.ne.jp/~yasodasoken/senatoreavita.html>

7 今回の comitato promotore などの運動団体については、Autorita' per le granzie nelle comunicazioni(コミュニケーション保護担当官庁) 2006年5月24日付決定 91/06/CSP に規定がある（5月29日付官報123号）。

8 http://www.agcom.it/par_condicio/referendum2006_soggetti.htm

9 http://www.astrid-online.it/FORUM--1-e/Comunicato-Comitato28_06_06.pdf

10 憲法改正案を含む憲法事項等を所管する常任委員会であり、他の委員会の所管法律の憲法適合性も審査する。構成員には元司法官等の専門家も含まれている。詳細は参議院憲法調査会『イタリア・ベルギー・フランスにおける憲法事情に関する実情調査』（平成14年11月）参照。

11 <http://www.senato.it/leg/15/BGT/Schede/Ddliter/26227.htm>。なお、審議はされていない。